

I 複式学級における学習指導について

1 へき地等学校と複式学級

(1) へき地指定と本県の現況

① へき地学校とは

へき地学校については、「へき地教育振興法」（昭和 29 年制定）で、「交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程並びに学校給食法第 5 条の 2 に規定する施設（共同調理場）」と定義されている。

② へき地学校等の指定

へき地学校の指定は、1 級から 5 級までの級別がある。（へき地教育振興法施行規則第 3 条）これらの級地の指定は、算定された「基準点数」と「付加点数」の合計点数に応じて定められており、5 級地が最もへき地度が高くなっている。また、点数が 1 級に満たない学校においても、「へき地学校に準ずる学校」の規準（へき地教育振興法施行規則第 3 条 2 項）があり、指定がなされている。

③ 本県の現況

本県のへき地等学校数は、平成 28 年 5 月 1 日現在、小学校が 44 校（休校 3 校を含む）、中学校が 15 校、合計 59 校となっている。これは、小中学校全体の約 14% を占め、7 校に 1 校がへき地学校ということになり、少子化、過疎化の影響を受けた学校の統合等により、ここ数年、へき地学校はやや減少傾向にある。

近年の道路整備、交通機関の発達などにより、地理的へき遠性はあっても隔絶性、社会的閉鎖性はほとんど見られなくなった。また、地域開発も進み、教育・文化施設の整備充実など経済的後進性も徐々に改善されている。

(2) 複式学級の編制と本県の現況

① 複式学級とは

複式学級とは「児童生徒数が少ないため 1 学年の児童生徒だけで学級を編制できない場合に、同一学級に 2 個学年を収容して編制する学級」をいう。

（小学校設置基準 第 5 条、中学校設置基準 第 5 条）

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第 3 条）

② 複式学級の編制基準

本県の複式学級の編制基準は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第 3 条に準拠しており、「小学校では、2 の学年の児童数の合計が 16 人以下の場合一学級編制とする。ただし、第 1 学年の児童を含む学級にあつては 8 人以下を 1 学級編制とする。」「中学校では、8 人以下は 1 学級編制とする。」ことになっている。

③ 本県の複式学級の数と形態

平成28年度の複式学級設置学校数の調査では、複式学級は、小学校63校（H27:66校）に113学級（H27：114学級）設置されており、全小学校の約22%を占めている。（複式学級を設置している中学校はない。）

【複式学級の編制状況】（平成28年5月1日現在）

編制形態	1・2年	2・3年	3・4年	4・5年	5・6年	飛び学年	合計
学級数	25	13	37	4	33	1	113

(3) 複式学級の特性を生かした学級経営と学習指導

① 複式の特性を生かす学級経営

複式学級の学級経営は、通常の学級経営の考え方と基本的には同じであるが、教育目標を達成するために複式学級の特性を生かすには、どのような配慮をすべきかを検討し、計画・実践することが大切である。

ア 複式学級の「少人数であることのよさ」「地域性からくるよさ」「多学年で構成されるよさ」に着目し、それらを学級経営に生かす方法を考える。

イ 保護者の考え方や具体的なしつけの方法、児童への願いや要求、親や兄弟、姉妹とのコミュニケーションや生活リズムといった要素を考慮する。

ウ 地域社会が児童生徒にどうかかわっているか、地域に住む人々の考え方や接し方などの要素を考慮するとともに、地域の産業や施設等を効果的に活用する。

② 複式学級における学習指導の基本的な考え

複式学級の学習指導は、複数の学年の児童生徒を同時に指導するという点で、単式学級の学習指導に比べ、指導計画や指導方法に工夫や配慮が求められる。

また、少人数のために起こる学習の制約もあり、特別な配慮を要する。しかし、本質的には、複式学級の学習指導過程は単式学級の学習指導過程と同一であるという考え方で取り組むことが大切である。

ア 複式学級における学習指導では、2個学年の児童生徒を同時に指導するため、指導内容の組合せを検討したり指導方法を工夫したりする必要がある。

イ 各学校においては、次のような視点から自校の児童生徒の実態を把握し、指導計画を作成することが大切である。

- ・ 児童生徒の基礎的・基本的な学習内容の定着状況
- ・ 児童生徒一人一人の学習意欲の状況
- ・ 学習内容の系統性や各教科の特質
- ・ 今後の児童生徒数、学級編制の見通し
- ・ 転入、転出児童生徒への配慮
- ・ 保護者への説明と理解
- ・ 全国学力・学習状況調査、県学力診断調査への配慮